

## 「令和2年度 北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」応募要領

### 1 目 的

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。

### 2 募集部門及び内容

#### (1) 省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減及び節電などで優れた成果を挙げたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動や教育活動などを実施し、省エネルギー意識の向上に高い功績があると認められるものを募集します。

#### (2) 新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動や教育活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、且つ波及効果が高いと認められるものを募集します。

### 3 対象とするエネルギーの種類

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に規定するもの(詳細は別紙のとおり)

### 4 応募方法

#### (1) 応募資格

- ・道内に居住する個人、道内に事務所又は事業所を有する法人（非営利法人を含む）、道内に所在する団体（任意団体を含む）及び市町村
- ・過去3年間に環境関連の法令等の違反を事由として行政処分を受けていないこと
- ・自薦・他薦は問いません。他薦の場合は、推薦書に推薦理由を記載してください。

#### (2) 応募書類

##### ①令和2年度省エネルギー・新エネルギー促進大賞 応募用紙

- ・他薦の場合には、推薦書

##### ②添付書類

- ・法人については、商業登記法第10条に規定する登記事項証明書の写し
- ・当該応募に関する特許、実用新案等を取得又は出願している場合はその写し
- ・会社案内等のパンフレット
- ・その他、当該応募に関して参考となる書類の写し

##### ③提出部数 5部

④提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

(3) 応募受付期間

令和2年6月24日（水）～8月28日（金） ※必着

（※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 5 表彰

(1) 表彰

審査により、各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。

(2) 受賞の発表

受賞者へは直接連絡いたします。また、北海道のホームページに掲載いたします。

(3) その他

- ・ 道のホームページでの取組の公表や道主催の普及啓発等において、パネル展示等のPRを行うほか、表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業によるPR支援を行います。

（表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>）

- ・ 受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠として認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇融資」（金融機関所定の審査があります。）のメリットがあります。

## 6 応募先・問い合わせ先

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課

（ 担当（省エネルギー部門）：環境産業・省エネルギー担当 高殿・梅田  
担当（新エネルギー部門）：新エネルギー係 小川・佐々木 ）

住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-231-4111

内線 26-183（省エネ）、26-167（新エネ）

FAX 011-222-5975

E-mail takadono.sinya@pref.hokkaido.lg.jp（省エネ）

ogawa.masato@pref.hokkaido.lg.jp（新エネ）

## 応募要領3に定める「対象とするエネルギーの種類」

## 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 省エネルギー エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーを効率的に使用することをいう。
- 二 新エネルギー 次に掲げるエネルギー（燃焼の用に供する物、熱又は電気をいう。以下同じ。）又はエネルギーの利用形態をいう。
  - ア 太陽光、風力、水力、雪氷又はバイオマス（生物体をいう。）を利用して得られるエネルギー  
太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギーであって規則で定めるもの
  - イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギー又は物品を再利用して得られるエネルギーであって規則で定めるもの
  - ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、又は環境への負荷を低減させるエネルギーの利用形態であって規則で定めるもの

## 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則

- 1 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成十二年北海道条例第百八号。以下「条例」という。）第二条第二号アの規則で定めるエネルギーは、次のとおりとする。
  - 一 太陽電池を利用して発生させる電気
  - 二 風力を利用して得られる電気
  - 三 水力発電設備（出力三万キロワット以下の規模のものに限る。）で発生させる電気
  - 四 雪氷を熱源とする熱
  - 五 バイオマスを利用して得られる燃焼の用に供する物（薪炭及び紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）、熱又は電気
  - 六 海水、河川水その他の水を熱源とする熱
  - 七 波力を利用して得られる電気
  - 八 潮汐を利用して得られる電気
  - 九 太陽熱又はこれを利用して発生させる電気
  - 十 地熱又はこれを利用して発生させる電気
- 2 条例第二条第二号イの規則で定めるエネルギーは、次のとおりとする。
  - 一 工場、変電所等から排出される熱その他の排出されている熱を再利用して得られる熱又はこれを変換して得られる電気
  - 二 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）を原材料とする燃焼の用に供する物又はこれを燃焼させて得られる熱若しくはこれを変換して得られる電気
  - 三 使用済物品等（法第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（法第二条第二項に規定する副産物をいう。）のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを燃焼させて得られる熱又はこれを変換して得られる電気
- 3 条例第二条第二号ウの規則で定めるエネルギーの利用形態は、次のとおりとする。
  - 一 発電と同時に得られる熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。
  - 二 燃料電池を利用して発生させる電気を利用すること。
  - 三 天然ガス、メタノール又は電気を自動車の動力を得ることに利用すること。